

議案第五十二号

町道路線の変更について

次のとおり町道の路線を変更することについて、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）
 第十条第三項の規定により本議会の議決を求める

昭和四十四年五月二十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾四年五月二十一日 原案可決

矢田秀雄

路線番号	路線名	変更前			変更後		
		区	域	延長	区	域	延長
一四〇	大島線	国道一七九号線大島橋 (左岸) 大字助谷字岡一七二ノ一 番地先		三〇四 メートル	大字助谷清ヶ崎五二二三 番地先(大島橋左岸) 大字助谷字岡一七二ノ一 番地先		四〇上七 メートル

